

○ 銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五条及び第七条第六項の規定に基づく銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等を定める件（平成十四年金融庁告示第十四号）

改正案	現行
（銀行） 第一条 銀行（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号。以下「法」という。）第二条第一号に掲げる者をいい、法第三条第三項に規定する外国銀行支店を除く。以下この項において同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 （略） 二 国内基準行（自己資本比率告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。第三項において同じ。） 自己資本比率告示第二十五条の算式における自己資本の額 2 前項第一号に定める額の算定に当たっては、国際統一基準行がその特定子会社等（銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令（以下「保有の制限に関する府令」という。）第一条第二項に規定する特定子会社等をいう。以下同じ。）を連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）としている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含めないものとし、連結	（銀行） 第一条 銀行（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号。以下「法」という。）第二条第一号に掲げる者をいい、法第三条第三項に規定する外国銀行支店を除く。以下この項において同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 （略） 二 国内基準行（自己資本比率告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。第三項において同じ。） 自己資本比率告示第二十八条に規定する基本的項目の額 2 前項第一号の普通株式等Tier1資本の額及びその他Tier1資本の額の合計額の算定に当たっては、国際統一基準行がその特定子会社等（銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令（以下「保有の制限に関する府令」という。）第一条第二項に規定する特定子会社等をいう。以下同じ。）を連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）としている場合における当該特

財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金（以下この条、第四条及び第五条において同じ。）が正の値である場合の当該評価差額（前項第一号の普通株式等Tier1資本の額に算入される部分に限る。）を控除するものとし、当該国際統一基準行の保有の制限に関する府令第四条第一項第二号に掲げる者（以下「持分法適用会社等」という。）の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該国際統一基準行の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る同号に規定する除して得た数（以下「持分比率」という。）を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益（その他有価証券評価差額金が正の値である場合の当該評価差額に当該持分法適用会社等の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券の評価差額（当該持分法適用会社等が財務諸表等規則の規定の適用を受けない者である場合にあっては、これに相当する額）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加えた額が正の値である場合の当該加えた額からその他有価証券評価差額金が正の値である場合の当該評価差額を控除した額をいう。以下同じ。）を控除するものとする。

3 第一項第二号に定める額の算定に当たっては、国内基準行がその特定子会社等を連結子会社としている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含めないものとし、その他有価証券評

定子会社等については、連結の範囲に含めないものとし、当該国際統一基準行の保有の制限に関する府令第四条第一項第二号に掲げる者（以下「持分法適用会社等」という。）の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該国際統一基準行の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る同号に規定する除して得た数（以下「持分比率」という。）を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が正の値である場合の当該評価差額に当該持分法適用会社等の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券の評価差額（当該持分法適用会社等が財務諸表等規則の規定の適用を受けない者である場合にあっては、これに相当する額）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加えた額が正の値である場合の当該加えた額から連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が正の値である場合の当該評価差額を控除した額をいう。以下同じ。）を控除するものとする。

3 第一項第二号の基本的項目の額の算定に当たっては、国内基準行がその特定子会社等を連結子会社としている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含めないものとし、当該国内基

価差額金が負の値である場合の当該評価価差額を控除するものとし、当該国内基準行の持分法適用会社等の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該国内基準行の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価価差額調整差益を控除するものとする。

（全国を地区とする信用金庫連合会）

第四条 全国連合会（法第二条第四号に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、次の各号に掲げる全国連合会の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 国際統一基準全国連合会（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。以下この項において「信用金庫等自己資本比率告示」という。）第一条第九号の三に定める信用金庫連合会のうち、全国を地区とするものをいう。次項において同じ。）信用金庫等自己資本比率告示第十九条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額及び同条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額の合計額

二 国内基準全国連合会（信用金庫等自己資本比率告示第一条第九号の二に定める信用金庫連合会のうち、全国を地区とするものを

準行の持分法適用会社等の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該国内基準行の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価価差額調整差益を控除するものとする。

（全国を地区とする信用金庫連合会）

第四条 法第二条第四号に掲げる者（次項において「全国連合会」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）第二十二条に規定する基本的項目の額とする。

いう。第三項において同じ。） 信用金庫等自己資本比率告示第

二条の算式における自己資本の額

2

前項第一号に定める額の算定に当たっては、国際統一基準全国連合会がその特定子会社等を連結子会社としている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含めないものとし、その他有価証券評価差額金が正の値である場合の当該評価差額（同号の普通出資等Tier1資本の額に算入される部分に限る。）を控除するものとし、当該国際統一基準全国連合会の持分法適用会社等の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該国際統一基準全国連合会の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益を控除するものとする。

3

第一項第二号に定める額の算定に当たっては、国内基準全国連合会がその特定子会社等を連結子会社としている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含めないものとし、その他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該評価差額を控除するものとし、当該国内基準全国連合会の持分法適用会社等の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該国内基準全国連合会の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益を控除するものとする。

2

前項の基本的項目の額の算定に当たっては、全国連合会が特定子会社等を連結子会社としている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含めないものとし、当該全国連合会の持分法適用会社等の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該全国連合会の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益を控除するものとする。

（新設）

(銀行持株会社)

第五条 銀行持株会社（法第三条第六項に規定する銀行持株会社をいう。以下この項において同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、次の各号に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 国内基準行（持株自己資本比率告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。第三項において同じ。） 持株自己資本比率告示第十四条の算式における自己資本の額

2

前項第一号に定める額の算定に当たっては、国際統一基準行がその特定子会社等を連結子会社としている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含めないものとし、その他有価証券評価差額金が正の値である場合の当該評価差額（同号の普通株式等Tier1資本の額に算入される部分に限る。）を控除するものとし、当該国際統一基準行の持分法適用会社等の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該国際統一基準行の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益を控除するものとする。

3

第一項第二号に定める額の算定に当たっては、国内基準行がその特定子会社等を連結子会社としている場合における当該特定子会社

(銀行持株会社)

第五条 銀行持株会社（法第三条第六項に規定する銀行持株会社をいう。以下この項において同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、次の各号に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 国内基準行（持株自己資本比率告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。第三項において同じ。） 持株自己資本比率告示第十七条に規定する基本的項目の額

2

前項第一号の普通株式等Tier1資本の額及びその他Tier1資本の額の合計額の算定に当たっては、国際統一基準行がその特定子会社等を連結子会社としている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含めないものとし、当該国際統一基準行の持分法適用会社等の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該国際統一基準行の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益を控除するものとする。

3

第一項第二号の基本的項目の額の算定に当たっては、国内基準行がその特定子会社等を連結子会社としている場合における当該特定

等については、連結の範囲に含めないものとし、その他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該評価差額を控除するものとし、当該国内基準行の持分法適用会社等の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該国内基準行の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益を控除するものとする。

子会社等については、連結の範囲に含めないものとし、当該国内基準行の持分法適用会社等の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該国内基準行の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益を控除するものとする。